

上下水道料金クレジットカード決済導入業務仕様書

第1条（業務内容）

箕面市上下水道料金等のクレジットカード納付導入に伴う指定納付受託に係る準備業務

第2条（指定納付受託業務の対象歳入）

（1）地方自治法第231条の2の3第1項に基づく指定納付受託者が本市に対して代理納付する歳入及び収入は、次のとおりとする。

- ・ 水道料金、水道メーター使用料及び下水道使用料

（2）前項の収入は、納付義務者等が登録したクレジットカードから継続的に納付することができる「継続払い方式」とする。

第3条（取扱クレジットカード）

（1）本業務にて取扱うカードブランドは、次の全てとする。

- ① VISA
- ② Mastercard
- ③ JCB
- ④ AMERICAN EXPRESS
- ⑤ Diners Club

（2）上記クレジットカードブランドがすべて利用可能である場合、上記以外のクレジットカードの取り扱いも可とする。

第4条（納付受託の方法）

（1）本業務における納付受託は、納付義務者等に代わり立て替え払いをする立替払方式であって、納付義務者等に対して有する債権を買い取る債権委譲方式でないこと。

（2）受託した歳入等の収納締切日及び納付日は次の2回とし、それぞれの期日に本市が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むこと。

- ① 1日～当月15日締め分：当月末日振込
（金融機関が休業日の場合には前営業日）
- ② 16日～当月末日締め分：翌月15日振込

(金融機関が休業日の場合には翌営業日)

- (3) クレジットカード納付による立替金(以下「立替金」という。)を指定口座に振り込む際に必要な手数料については、指定納付受託者が負担すること。

第5条(納付受託システム)

- (1) インターネットウェブサイトからのクレジットカード登録が可能であること。
(2) 次のツールによるクレジットカード登録が可能であること。
- ① P C
 - ② スマートフォン及びタブレット
- (3) 登録依頼データ、登録結果データ、請求依頼データ、請求結果データ(以下「集配信データ」という。)の連携方式は、インターネット回線によるSSL方式とする。
(4) 集配信データの仕様は、次のとおりとする。

上下水道料金の「継続払い方式」データI/Fレイアウト

- a データ形式: Yahoo!公金支払いに準拠した仕様
- b 文字コード: S-JIS
- c 改行コード: CR/LF
- d ファイル形式: 登録依頼データ200バイト固定長
登録結果データ200バイト固定長
請求依頼データ120バイト固定長
請求結果データ120バイト固定長

- (5) 請求結果データの配信は、次のとおりとする。

「継続払い方式」請求結果データ

指定納付受託者による売上確定処理後の翌日まで

第6条(納品物)

月単位にて立替金の内訳明細を作成し、指定する期日までに管理画面等より取得できる状態とすること。

第7条(システム稼働開始時期)

受託者によるシステム開発及び動作テストが終了後、クレジット決済登録ページの稼働開始日時は市及び受託者の協議によって定めることとする。ただし、遅くとも令和7年1月10日(金)午前0時までには稼働開始することとする。